

報第 1 号

令和 7 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱
等について

令和 7 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について
急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等
に関する規則第 2 条第 2 項の規定により事務を臨時に代理しました
ので、同条第 3 項の規定により報告します。

令和 7 年 4 月 15 日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

令和7年度 神奈川県教科用図書選定審議会委員名簿

令和7.4.1～令和7.8.31

項番	選出区分	氏 名	役 職 名
1	1号	はまだ さおり 浜田 佐織	座間市立立野台小学校 校長
2	〃	はぎわら ちかこ 萩原 千加子	カリタス女子中学校・高等学校 校長
3	〃	つかこし りつこ 塚越 立子	神奈川県立平塚盲学校 校長
4	〃	わかばやし ともこ 若林 智子	川崎市立西菅小学校 総括教諭
5	〃	さくらだ さとみ 櫻田 智美	横須賀市立常葉中学校 総括教諭
6	〃	きみじま たくと 君嶋 拓人	横浜国立大学教育学部附属横浜中学校 教諭
7	2号	うじゅうあん かおり 宇住庵 香織	神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所指導課 指導主事
8	〃	やまなか けんたろう 山中 健太郎	神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課 指導主事
9	〃	おおこうち まこと 大河内 誠	逗子市教育委員会 教育長
10	〃	ふるしょう えいじ 古正 栄司	二宮町教育委員会 教育委員
11	〃	すがわら まさる 菅原 勝	相模原市教育委員会教育局学校教育部学校教育課 課長
12	〃	みやけ ちえ 三宅 智恵	横浜市教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課 指導主事
13	〃	そのやま たかし 園山 隆志	小田原市教育委員会教育部教育指導課 指導主事
14	3号	たむら にしき 田村 にしき	鎌倉女子大学児童学部児童学科 准教授
15	〃	しまだ たけのり 島田 武典	神奈川県PTA協議会 副会長
16	〃	うえむら みゆき 植村 みゆき	神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 理事

(備 考)

選定審議会の委員構成は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）」第9条第1項各号で定められている。

1号委員：校長・教員

2号委員：行政

3号委員：学識経験者（保護者等）

令和7年度 神奈川県教科用図書選定審議会委員新旧名簿

新委員		
選出区分	氏 名	役 職 名
1号	はまだ さおり 浜田 佐織	座間市立立野台小学校 校長
〃	はぎわら ちかこ 萩原 千加子	カリタス女子中学校・高等学校 校長
〃	つかこし りつこ 塚越 立子	神奈川県立平塚盲学校 校長
〃	わかばやし ともち 若林 智子	川崎市立西菅小学校 総括教諭
〃	さくらだ さとみ 櫻田 智美	横須賀市立常葉中学校 総括教諭
〃	きみじま たくと 君嶋 拓人	横浜国立大学教育学部附属横浜中学校 教諭
2号	うじゅうあん かおり 宇住庵 香織	神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所指導課 指導主事
〃	やまなか けんたろう 山中 健太郎	神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課 指導主事
〃	おおこうち まこと 大河内 誠	逗子市教育委員会 教育長
〃	ふるしょう えいじ 古正 栄司	二宮町教育委員会 教育委員
〃	すがわら まさる 菅原 勝	相模原市教育委員会教育局学校教育部学校教育課 課長
〃	みやけ ちえ 三宅 智恵	横浜市教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課 指導主事
〃	そのやま たかし 園山 隆志	小田原市教育委員会教育部教育指導課 指導主事
3号	たむら にしき 田村 にしき	鎌倉女子大学児童学部児童学科 准教授
〃	しまだ たけのり 島田 武典	神奈川県PTA協議会 副会長
〃	うえむら みゆき 植村 みゆき	神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 理事

旧委員		
選出区分	氏 名	役 職 名
1号	きたむら しのぶ 北村 しのぶ	小田原市立国府津中学校 校長
〃	はぎわら ちかこ 萩原 千加子	カリタス女子中学校・高等学校 校長
〃	しのはら ともち 篠原 朋子	神奈川県立相模原中央支援学校 校長
〃	まつもと やすし 松本 靖史	神奈川県立平塚中等教育学校 校長
〃	きくち きょうこ 菊池 恭子	松田町立寄小学校 総括教諭
〃	せきど まゆみ 関戸 真弓	相模原市立上溝中学校 総括教諭
〃	けいとく だいすけ 慶徳 大輔	横浜国立大学教育学部附属鎌倉中学校 教諭
2号	なかやま りえ 中山 理恵	神奈川県教育委員会教育局中教育事務所指導課 社会教育主事兼指導主事
〃	よこい ともかつ 横井 智克	神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課 指導主事
〃	さのち よしちか 佐後 佳親	厚木市教育委員会 教育長
〃	もりかわ たくこ 森川 多供子	川崎市教育委員会 教育委員
〃	にわ まさのり 丹羽 正昇	横浜市教育委員会事務局学校教育企画部教育課程推進室 室長
〃	つばい かつとし 壺井 克俊	大和市教育委員会指導室 室長
〃	おびなた まこと 小日向 真	横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課 主査指導主事
〃	さとう みさき 佐藤 美沙樹	三浦市教育委員会学校教育課 指導主事
3号	ふじい かよ 藤井 佳世	横浜国立大学教育学部 教授
〃	たむら にしき 田村 にしき	鎌倉女子大学児童学部児童学科 准教授
〃	こばやし まき 小林 真希	神奈川県PTA協議会 会長
〃	しみず まいこ 志水 麻衣子	神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 書記
〃	せきじま しのぶ 関島 忍	横須賀市立久里浜中学校 学校運営協議会委員

(備考)

- 選定審議会の委員構成は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）」第9条第1項各号で定められている。

- 1号委員 → 校長・教員
2号委員 → 行政
3号委員 → 学識経験者（保護者等）

- 「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」で目標と定める女性委員登用率40%を達成する。
計16名 うち女性9名（56.3%）

関係法令等資料

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）

（昭和 38 年 12 月 21 日 法律第 182 号）

第 3 章 採択

（都道府県の教育委員会の任務）

第 10 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第 11 条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜粋）

（昭和 39 年 2 月 3 日 政令第 14 号）

（教科用図書選定審議会の設置期間）

第 7 条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

第 8 条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

（選定審議会の委員）

第 9 条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第 1 号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね 3 分の 1 になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
- 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第10条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択の時期)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までにしなければならない。

- 2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合 には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第1項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例

(昭和39年・神奈川県条例第70号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第2項の規定に基づいて設置される神奈川県教科用図書選定審議会の委員の定数は、15人以上20人以内とする。

神奈川県教科用図書選定審議会規則（抜粋）

(昭和39年・神奈川県教育委員会規則第5号)

(組織)

第2条 審議会は、毎年度、神奈川県教育委員会が任命した委員で組織する。

- 2 委員の任期は、毎年度、4月1日から同年8月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を主宰し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 審議会の会議は、会長が召集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(専門調査員)

第5条 専門の事項を調査研究するため、審議会に専門調査員を置く。

2 専門調査員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が任命する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、専門調査員となることができない。

4 専門調査員は、非常勤とする。

神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（抜粋）
(付議事項)

第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。

(10) 附属機関の委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の処理について急施その他やむを得ない事情があるとき又はあらかじめ教育委員会の指示を受けた事項は、教育長が、その事務を臨時に代理することができる。

3 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を直近の会議に報告するものとする。ただし、あらかじめ教育委員会の指示を受けた事項については、この限りでない。

本県における義務教育諸学校の教科用図書の採択について（別表参照）

(1) 無償措置法に基づき、教科用図書採択地区を設定（25 地区/平成 29 年 4 月 1 日）するとともに、毎年度教科用図書選定審議会（条例により委員定数 15～20 人、任期 8 月 31 日まで。以下「審議会」という。）を設け、この審議会の意見を聞いて、県教育委員会として採択方針を定め、それをもとに市町村の教育委員会等に対し、教科用図書の採択に関し、指導、助言又は援助を行う。

(2) 市町村の教育委員会等の採択権者は、県の指導、助言等を受けて種目ごとに1種の教科用図書を採択する。ただし、採択地区内に2以上の市町村が存するときは、当該採択地区内の市町村教育委員会が採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択する。種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年間である。（学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を除く。）

※ 学校教育法附則第9条…高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

【別表】

○令和7年度義務教育諸学校の教科用図書採択について

(1) 採択の時期 令和7年8月31日までに行う

(2) 採択までの流れ

